

I 学校の危機対応と東京都教育相談センターの緊急支援

学校における危機について、その際の学校の対応と、東京都教育相談センター（以下「教育相談センター」という。）が行う緊急支援の内容やこれまでの実績、また具体的な支援の手順と内容について整理する。

1 危機対応と緊急支援

(1) 学校における危機

学校における危機の内容として、次のものがある。

- ア 個人レベルの危機
不登校、家出、虐待、性的被害、家庭崩壊、自殺企図、病気等
 - イ 学校レベルの危機
いじめ、学級崩壊、校内暴力、校内事故、集団薬物乱用、集団食中毒、教師バーンアウト等
 - ウ 地域社会レベルの危機
殺傷事件、自然災害（大震災）、火災（放火）、公害、誘拐・脅迫事件、窃盗・暴力事件、IT被害、教師の不祥事等（上地安昭 編著「教師のための学校危機対応実践マニュアル」より）
- 上記に「自殺・自殺未遂」や「不審者」はないが、それらは内容により、学校又は地域社会における危機である。

(2) 危機対応とは

危機が発生した学校では、学校組織の混乱、児童・生徒、教職員及び保護者の動揺、マスコミ報道の対応などがあり、日常的な学校運営を行うことができない事態となる。

そのような事態に対し、危機の被害の拡大を防ぎ、迅速に学校運営を正常化するための対応が必要となる。

(3) 緊急支援の必要性

危機が発生したときの、学校組織や運営は混乱状態である。そのため、外部の機関が緊急に支援を行うことが必要であるが、その理由は次のとおりである。

- ア 児童・生徒は危機的な出来事を体験すると様々な身体的、心理的な反応を起こす。適切な時期に適切な対応を行えば、大半の健康な子供の反応はおさまっていくが、適切な対応を行わないと反応の長期化・持続化の危険性があるほか、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こす可能性がある。
- イ 専門的・継続的なケアにつなぐ必要性のある児童・生徒を、早期に把握する必要がある。
- ウ 二次的な事件・事故を引き起こす可能性がある。（自殺の場合は、後追い自殺など）。
- エ 学校運営が機能していない場合、対応が不十分・不適切となり、結果として反応の増大や繰り返り、また被害が拡大するなど、悪循環に陥る危険性がある。

緊急支援は、外部機関が学校の危機状況を見極め、児童・生徒、保護者、教職員に「心のケア」を行うことにより、二次的被害を防ぐとともに、機能不全を起こした学校が早期に機能を回復し、日常性を取り戻すことを目的としている。

(4) 緊急支援の内容

教育相談センターの緊急支援の内容は次のとおりである。

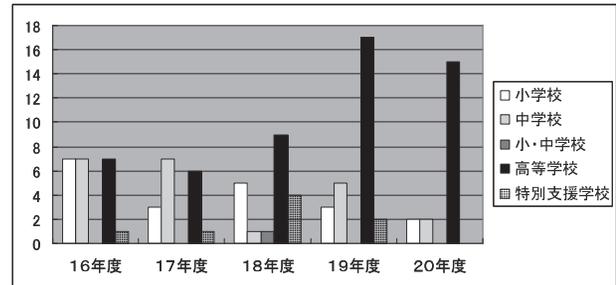
- ア 事件・事故後の学校における相談体制の支援に関すること
- イ 当該校の児童・生徒、保護者、教職員等の心のケアに関すること
- ウ 事件・事故後の対応についての教育庁指導部、学校経営支援センターや区市町村教育委員会との連携に関すること
- エ 事件・事故後の学校に対する中期的・長期的な支援に関すること
- オ その他、事件・事故後の心のケアとして必要と判断されること

2 教育相談センターが行った緊急支援

(1) 緊急支援の実績

教育相談センターが行った東京都内公立学校における過去5年間の緊急支援の実績を図1に示す。

図1 緊急支援の実績



(2) 都立高等学校に緊急支援を行った際の学校における危機の主な内容

緊急支援を行った際の学校における危機の主な内容は、次のとおりである。

ア 生徒の生命にかかわる事件・事故

生徒の自殺（自殺未遂を含む。）、犯罪にかかわる事件、事故死、病死等

イ 性被害

ウ 教職員の服務事故

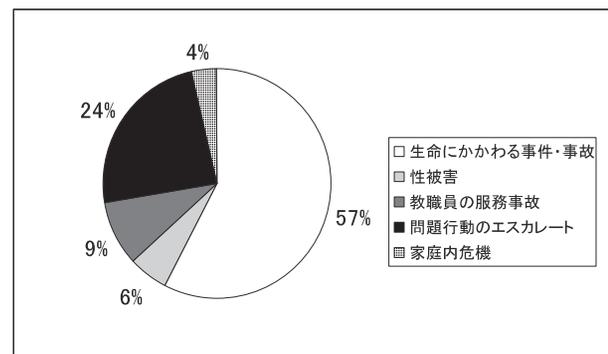
エ 問題行動のエスカレート（緊急な事態）

いじめ、発達障害等の生徒の人間関係等におけるトラブル、刃物振り回し、リストカットの繰り返し、大量服薬等

オ 家庭内危機（家庭内における事件）

過去5年間の都立高等学校（以下「高校」という。）に対する緊急支援を実施した学校における危機の内容の割合を図2に示す。

図2 緊急支援を実施した危機の内容の割合



(3) 特徴

教育相談センターに緊急支援の要請があったものだけであるので、一概には言えないが、高校における危機の内容として、生徒の生命にかかわる事件・事故が半数以上を占めており、次に問題行動のエスカレートが多い。

また、緊急支援を実施する中で、問題行動のエスカレートにかかわる生徒の中には、自殺未遂を起こしたり、リストカットを繰り返し行っている生徒もいることが分かった。

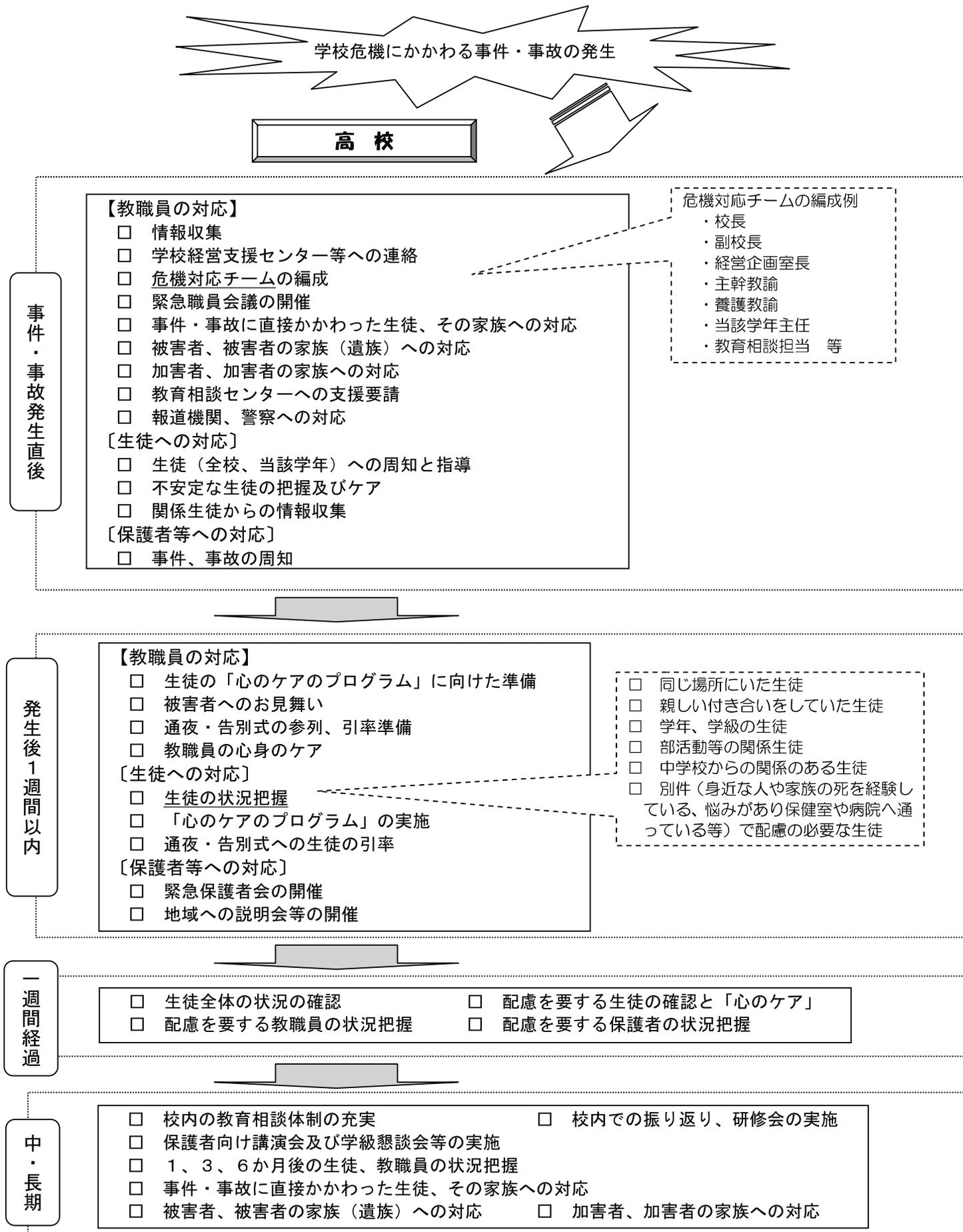
(4) まとめ

教育相談センターでは、平成17～19年度に調査研究（「今、思春期の子供たちはどのように生きているのか」）を実施したが、その中で、気がかりな子供は危機的な状況に陥ると、容易に「死」に傾斜していくという傾向をとらえている。（気がかりな子供とは、「不安・抑うつ感が強く、投げやりな傾向がみられ、家族や友達など他者との関係が親密でなく信頼感をもてない、また、全般に自信がなく、自分を肯定的にとらえることができず、イライラ感や攻撃性が高い子供」）。

問題行動のエスカレートや、気がかりである生徒（以下「気がかりな生徒」という。）への適切な対応が、生徒の生命にかかわる事件・事故の予防につながると思われる。

3 危機対応と緊急支援の全体図

危機における高校及び教育相談センターの対応の流れと内容の全体図である。



この図は概要の全体図です。
 詳しい内容については、「生命にかかわる事件・事故後の心のケア 第2版」を確認してください。

教育相談センター

- 緊急支援チームの編成
- 緊急支援チームの学校への派遣
- 学校との情報の整理と共有化
- 生徒及び保護者への周知についての検討
- 保護者会の実施についての検討
- 事件・事故に直接かかわった生徒、その家族の状況、かかわり方の確認
- 被害者、被害者の家族（遺族）の状況、かかわり方の確認
- 加害者、加害者の家族の状況、かかわり方の確認
- 生徒全体の状態把握
- 配慮を要する生徒の把握（人間関係図）
- 生徒の「心のケアのプログラム」の提示
- 全教職員への心理教育的助言
- 当該学年・関係教職員との打ち合わせ
- 必要な人材の確保
- 今後の打ち合わせ会の確認

・指導主事
 ・心理職

- 事件・事故の概要
 - ・事件・事故の状況
 - ・当該生徒の特徴
 - ・それまでの経緯
 - ・当該生徒とかかわりの深い教職員、生徒、等
- 事件・事故後の様子
 - ・学校の対応
 - ・生徒の全体の様子
 - ・保護者の様子 等

等

・指導主事
 ・心理職
 ・専門家アドバイザースタッフ

- 〔生徒への支援〕
- 生徒への「心のケアのプログラム」の実施
- 〔保護者への支援〕
- 希望者への個人カウンセリング
- 学校に対する要望等の受け止め
- 〔教職員への支援〕
- 関係の深かった教職員に対するカウンセリング
- 希望者への個人カウンセリング

心のケアのプログラム

- ①生徒の状況の把握と整理
- ↓
- ②「心と身体の健康調査」の実施・回収、分析、対応の検討
- ↓
- ③生徒全員への個人面接
- ↓
- ④特に配慮を要する生徒への個人カウンセリング

- 生徒全体の状況の確認
- 特に配慮を要する生徒の引継ぎと確認
- 配慮を要する教職員の確認
- 配慮を要する保護者の引継ぎと確認

- 保護者及び教職員対象の講演会等の実施への支援
- 1、3、6か月後の生徒、教職員の状況把握
- 事件・事故に直接かかわった生徒、その家族の希望による外部の相談機関の紹介
- 被害者、被害者の家族（遺族）の希望による外部の相談機関の紹介